

高齢者福祉電話の貸与について（ご案内）

電話を持っていない65歳以上のひとり暮らしの方で条件を満たす場合に、市の電話回線と電話機を貸与します。



このあたりにお渡しする
ステッカーを貼付してワニ

電話機は通話機能のみで、留守番電話サービスやナンバーディスプレイには対応していません。

利用対象者

下記①～④のすべての条件にあてはまる方

- ①市内に居住かつ住民登録がある65歳以上のひとり暮らしの方
- ②常時注意が必要な疾病などがある方。
または歩行困難などで、日常生活を営むうえで常時注意が必要な方
- ③住民税非課税世帯に属する住民税非課税の方
- ④電話等の通信手段をお持ちでない方

利用料金

通話料など自己負担。（市で助成する以外の経費は、自己負担となります。）

※設置費と毎月の基本料金を市で助成します。

新規申込

＜申込方法＞

担当課へ申込書一式を提出してください。提出書類は下記のとおりです。

- 高齢者福祉電話貸与事業申込書
- 高齢者福祉電話貸与誓約書 2枚
- 預金口座振替依頼書（3枚ともすべて）

※複写用紙のため、ホームページから取り出せません。担当課へ請求してください。

※記入方法は、「記入例」をご覧ください。

＜申込後の流れ＞

訪問調査を行い、審査を行います。後日、決定通知書一式（電話機に貼付するステッカー）の送付と工事日をお知らせします。電話設置後、ステッカーを貼付してください。

変更・廃止

市へのお届け内容に変更があった場合や回線を解約する場合は、市で手続きを行う必要があるため、遅くとも2週間前までに下記連絡先までご連絡ください。

解約時には電話機を必ずご返却ください。

その他、注意事項

通話料は毎月、預金口座振替依頼書で設定いただいた口座から引落としとなります。残高にはご注意ください。未納期間が一定続いた場合、高齢者福祉電話は解約となりますので、ご了承ください。

《お問い合わせ》豊中市 福祉部 長寿安心課

☎06-6858-2235